

第 6311 号	 READAS リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 10月 31日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 消費税の損金算入時期

Q：消費税率が上がりましたが、消費税の損金算入時期はどうなっているのですか？

A：税込経理と税抜経理で次のように取扱いが異なります。

【解説】

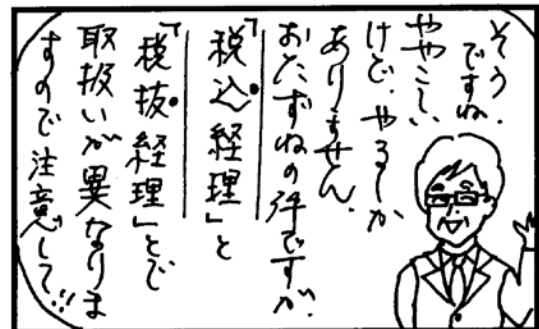
①税込経理の場合

税込経理方式を採用している法人の場合は、原則として、法人が納付すべき消費税は、その納税申告書が提出された日の属する事業年度の損金の額に算入します。そして、更正又は決定に係る税額については、その更正又は決定があった日の属する事業年度の損金の額に算入します。

ただし、その法人が、申告期限未到来の消費税等の額を損金経理により未払金に計上したときのその金額については、その損金経理をした事業年度の損金の額に算入できることとなっています。

②税抜経理の場合

税抜経理を採用している法人が、課税期間の終了時における借受消費税の金額から仮払消費税の金額(控除対象外消費税等に相当する金額を除きます)を控除した金額とその課税期間に係る納付すべき消費税の額又は還付を受ける消費税の額とに差額が生じた場合には、その差額は、その課税期間を含む事業年度において益金の額又は損金の額に算入するものとされています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】